

市営バス路線の一部移譲に係る民間事業者との基本協定の締結について

「自動車運送事業の抜本的見直し」については、経営審議会の答申を踏まえながら、事業縮小に向けた路線移譲の具体案を作成し、現在、民間事業者との協議を進めておりますが、この度、基本的な事項について協議が整い、協定を締結することとなりましたので報告します。

1 協定の相手方及び主な内容

(1) 相手方

鹿児島交通株式会社、南国交通株式会社

(2) 主な内容

① 移譲する路線及び期日

※ 移譲後の路線のイメージは別紙参照

相手方	移譲路線		移譲期日 (※1)
	エリア	路 線 名	
鹿児島 交通	紫原	3 番 玉里・西紫原線(鶴ヶ崎橋⇄紫原⇄市役所 間)、 15 番 東紫原線、19 番 南紫原線、 41 番 紫原・武岡台高校線	令和 2 年 4 月 1 日
	城西	13 番 天保山線、23 番 紫原・武町線	
	唐湊	25 番 唐湊線	
	桜ヶ丘	18 番 大学病院線(フィーダー※2 除く)	
	谷山	14 番 谷山線(フィーダー除く)、33 番 慈眼寺・与次郎線	
南国 交通	吉野	2 番 清水・常盤線、6 番 吉野線、 22 番 葛山線、36 番 吉田インター線	令和 2 年 4 月 1 日
	城西	21 番 永吉線	
	伊敷	40 番 武岡台高校線	
	明和	7 番 明和・中央駅西口線、9 番 武岡・鴨池港線、 26 番 明和線、30 番 明和・鴨池港線	令和 3 年 4 月 1 日

※ 1 路線の円滑な移譲を行うために特に必要がある場合は、双方協議の上、別に定める。

※ 2 フィーダー：市電と接続するための支線として運行している路線

② 運行経路や便数の維持

原則 3 年間(特別な事情があれば、協議の上で変更できる)

③ 財産処分

移譲に伴い使用しなくなる土地等の財産は、適宜、売却等を行う。

④ 周知広報

利用者が混乱しないよう、必要な時期に適切な案内・広報に努める。

2 移譲の規模等

(1) 移譲の規模

路線の約 50%、便数の約 40%を移譲する。

※「北・桜島営業所管内の路線に係る管理の受委託」は、規模を縮小し継続する。

(2) 職員の処遇

市長事務部局等と協議し、異動や局内配置換、再就職支援などを行う。

(3) 収支見通し

抜本的見直し期間終了時点での交通事業全体の収支均衡を図る。

3 今後の予定

令和元年 6 月 交通事業経営審議会、市議会への報告

7 月 路線移譲に係る基本協定の締結

「市内乗合バス事業に係る事務連絡会」に協定締結の報告

10 月～ 九州運輸局と事業計画変更の協議(各事業者)

令和 2 年 3 月 自動車運送事業の縮小を踏まえた局の新たな経営計画の策定

4 月～ 市営バス路線の一部移譲の開始